

市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針 新旧対照表

新	旧
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 場所の選定</p> <p>1 処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中間処理施設 100m</p> <p>(2) 積替・保管施設 50m</p> <p>2 市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。</p> <p>3 「神奈川県土地利用調整条例審査指針」に適合すること。</p> <p>第6～第12 (略)</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 場所の選定</p> <p>1 処理施設等の設置に当たっては、原則として、住宅、学校、病院その他これに類する施設から次に定める以上の距離が確保できる場所を選定する。ただし、生活環境保全上明らかに周辺環境に影響を及ぼさないと認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 中間処理施設 100m</p> <p>(2) 積替・保管施設 50m</p> <p>2 市町村の土地利用計画に支障のない地域であること。</p> <p>3 「神奈川県土地利用調整条例審査指針」、「<u>1 ha 未満の開発行為に関する指導基準</u>」に適合すること。</p> <p>第6～第12 (略)</p>